

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-39	令和6年度第1回墨田区地域自立支援協議会		
開催日時	令和6年8月30日（金）午後1時30分から午後2時45分まで			
開催場所	リバーサイドホール イベントホール			
出席者数	<p>39人</p> <p>【委員】 柳田 正明、庄司 道子、窪田 彰、椎名 美恵子、三宅 裕、山中 登 篠木 修子、折笠 春江、菊池 昌子、三浦 八重子、田村 康二郎 川島 美津子、伊東 美奈子、遠藤 稔、前田 輝和、河野 元毅 武川 つつみ、青柳 吉季、崔 曙哲、齋藤 正樹、前田 恵子 浮田 康宏、杉下 由行</p> <p>【事務局】 障害者福祉課長、保健予防課長、障害者福祉課相談係長及び主査4名、 庶務係係長及び主査（2名）、事業所係長、給付係長、すみだふれあいセ ンター所長、すみだ就労支援センター所長、保健予防課保健予防係長及 び係員1名</p>			
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）	傍聴者数	0人	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の委嘱及び任命について 2 墨田区地域自立支援協議会について 3 委員紹介 4 会長互選 5 副会長指名 6 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱改正の報告 7 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】 令和5年度実績報告及び令和6年度事業計画について (2) 障害者基幹相談支援センターについて (3) 部会の設置について 8 事務連絡 今後のスケジュールについて 			
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 墨田区地域自立支援協議会委員名簿 2 墨田区地域自立支援協議会について 3 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱 4 墨田区障害福祉計画・墨田区障害児計画 令和5年度実績報告及び令和6年度事業計画 			

	<p>5 障害者基幹相談支援センターについて</p> <p>6 地域生活支援拠点部会（障害者福祉課）</p> <p>7 精神部会（保健予防課）</p> <p>8 スケジュール（予定）</p>
<p>会 議 概 要</p>	<p>1 開会 事務局から、各委員に対して、傍聴者0人の報告及び議事録作成のための録音について承認をもとめ、了承された。</p> <p>2 委員の委嘱及び任命について 福祉保健部長挨拶の後、委嘱状が伝達された。</p> <p>3. 墨田区地域自立支援協議会について（資料2） 事務局から、墨田区地域自立支援協議会について配布資料に沿って説明する。</p> <p>4. 委員紹介（資料1） 事務局から、委員24名中11名が新任委員となっていることを説明する。 各委員から自己紹介があった。</p> <p>5. 会長互選 会長には、柳田正明氏を選出した。</p> <p>6. 副会長指名 副会長には、庄司道子氏を指名した。</p> <p>7. 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱改正の報告（資料3） 事務局から、墨田区地域自立支援協議会設置要綱の主な改正点について説明する。 【主な意見】 特になし。</p> <p>8. 議 題 (1) 墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】令和5年度実績報告及び令和6年度事業計画について（資料4） 事務局から、墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】令和5年度実績報告及び令和6年度事業計画について説明する。 【主な意見】 特になし。</p> <p>(2) 障害者基幹相談支援センターについて（資料5） 事務局から、障害者基幹相談支援センターについてスライドを用いて説明する。 【主な意見】 特になし。</p> <p>(3) 部会の設置について（資料6、7） 事務局から、墨田区地域自立地域自立支援協議会地域生活支援拠点部会について説明する。 【主な意見】 特になし。 事務局から、墨田区地域自立支援協議会精神部会について説明す</p>

る。

【主な意見】

特になし。

9 意見交換

会長から、委員へ自立支援協議会に対する期待や意見、感想等を求めた。

(委員)

(今回の配布資料ではないが)「ライフステージに応じた医療的ケア児の支援の一覧」にステーション協会が行う医療的ケア児のバス送迎や在宅レスパイト事業が記載されていない理由は何か。

(事務局)

都事業と区事業については掲載されているものの、ご意見がありましたので、改めて標記内容について確認をする。

(委員)

障害者基幹相談センターにろう者に対応できる職員はいるか。

(事務局)

いない。メール相談のほか対応ができる部署につないでいく。

(委員)

障害者福祉課内には、手話通訳ができる職員がいるはず。メールではなく通訳を介して相談することは可能か。QRコードを使った遠隔手話サービスも使ってみたい。

(事務局)

障害者福祉課には手話通訳ができる職員がいるほか、遠隔手話サービスに対応している。

(委員)

資料5の虐待について、虐待されている側としている側の年齢層や性別は。

(事務局)

児童虐待は対象外。通報件数は成人であり、年齢別のデータはない。

(委員)

家族以外からの虐待か、家族や近親者からの虐待か。

(事務局)

資料5の3の下グラフのとおり。(養護者9件、施設従事者3件、使用者0)

(委員)

フレイフレーマイペースに相談員の電話番号が掲載されている。電話対応の際に、これからは基幹相談支援センターを案内してよいか。

(事務局)

相談員に対する相談は、引き続き受けていただき、必要に応じて地区の担当ケースワーカーにつないでほしい。

(委員)

親御さんが倒れたときや肢体不自由、医療的ケアの対応など、緊急で預けられる場所が墨田区にはない。移動支援の時間を増やすなど柔軟な対応を。

(委員)

虐待は暴力。一生なくならない。

(会長)

障害者虐待防止法がある。一緒に努力していきたい。

(委員)

精神障害者保健福祉手帳所持者が5年度1651名、1級64名は障害者福祉手当の対象だが2級1185名は対象外。親亡き後の生活のことにも関わるため、対象にしてほしいのが家族会の思い。

(事務局)

障害者団体連合会からも、精神2級まで対象にしてほしいという要望があるが、対象にしている区はない。他区の状況も見ながら検討していく。

(委員)

就労相談が3件あるが、今働いている方からの虐待相談か。上司や同僚からの虐待が含まれているのか。

(事務局)

使用者からの虐待は0件だが、施設従事者からの虐待3件のうち1件が就労継続支援A型施設になる。労働基準監督署の分類としてはこれも「使用者による虐待」に該当する。

(委員)

就労支援の現場でも虐待の問題が大きくあり、本当に虐待かどうか判断に迷うよこともある。相談していきたい。

(委員)

子育て支援総合センターや児童相談所に(児童)虐待について相談していたが、変更があるのか。

(事務局)

児童虐待については子育て支援総合センター及び児童相談所が相談先で変更ない。(18歳以上の)障害者虐待の場合は障害者虐待防止センターになる。

(委員)

障害児相談支援の見込数が増えてないが、セルフプランを推奨しているのか、需要はあるが供給体制が少ないのか。妊娠期から2歳までのホームヘルプをしているが、障害がある子供も多い。相談支援をどのように進めているのか。

(事務局)

児童の通所について、セルフプランを推奨しているものではないが、早く児童発達支援事業所を使いたい場合、セルフプランになることがある。

(委員)

基幹相談支援センターがあり、職員が相談できる場所ができて良かった。反面、毎週のように新規の特定相談支援の依頼がくるが、少ない職員体制のため受けることができない。また、精神部会では、北部地域に地域活動支援センターができるといいと話している。

(委員)

地域生活支援拠点部会の任期が1年で、精神部会は3年。8月から初めて3月まで何回行われるか分からないが、発展できるのか。

(事務局)

課題は様々だが、現在、地域で暮らし続けるための支援拠点として位置付けられている資源はさんさんルーム1つしかない。短期入所、体験の場、相談の場など、地域生活を支えるための拠点として登録する制度を至急作る必要があり、1年とした。

(委員)

墨田区は、地域生活支援拠点が少ないことが課題。他の拠点ができてくることについて、理解した。

(委員)

虐待ケースで相談支援専門員が関わるケースの割合は。

(事務局)

虐待について、相談支援専門員の関わりの有無は統計とっていない。

(委員)

相談支援専門員が介入した方がいいケースの方が多いと思う。

(事務局)

統計は取っていないが、相談支援事業所に情報共有しているケースは何件かある。

(委員)

身体障害者の緊急時の受け入れ先が整備されていないことが課題。地域生活支援拠点部会のメンバーは福祉職が多いが、医療職も入った方がいい。

(事務局)

ひきふね保育園跡地に重度身体障害者向けのグループホームを整備し、緊急時の受け入れ先として想定している。医療職の参加については、

	<p>必要に応じて調整する。</p> <p>(委員) 高年齢者の地域包括支援センターが8か所ある。資料7に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とあるが、イメージが湧かない。既存の地域包括ケアシステムを地域包括支援センターと言っているが、その中に精神障害も含まれるのか、若しくは新たに作るのか。</p> <p>(事務局) 1 番最初に国が地域包括という言葉を示した際、高年齢者のみならず、障害者全てを含めた包括というイメージだったが、現実には、高年齢者が優先して立ち上がった。「精神障害者にも」は、精神障害者への支援が身体障害や知的障害に比べて足りていなかったことから、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という言葉が出てきた。よって、高年齢者の地域包括支援センターが精神障害をカバーするという意味ではない。</p> <p>(委員) 社会福祉協議会は、高年齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう権利擁護センターを設置している。福祉サービスの相談、成年後見制度の利用支援を行っており、基幹相談支援センターとも情報共有していきたい。</p> <p>(会長) より具体性を持ったサービスについての質問があった。また、障害という領域に凝り固まっているとどうしても動きが固まるため、その領域を超えて地域全体でという視点は、今後重要になってくる。「面的」という話も出たが、国は「重層的」という言葉を使っている。現実的には、目の前のことに対応していくことが重要。</p> <p>10 事務連絡 (資料8) 事務局から、今後のスケジュール案について説明する。 【主な意見】 特になし。</p> <p>会議の概要は、以上である。</p>
所 管 課	墨田区福祉保健部障害者福祉課相談係 (電話03-5608-6165)